

外国人との共生社会の実現のための有識者会議（第2回）

外国人に対する情報発信・相談体制等の強化について

- P 1～15：出入国在留管理庁作成資料
- P 16：国土交通省作成資料
- P 17：総務省作成資料
- P 18：内閣府（防災担当）作成資料
- P 19、20：出入国在留管理庁作成資料



令和3年3月24日
出入国在留管理庁

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)(抜粋)

- 外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であることから、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進めるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、外国人は、日本での生活情報の収集にソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を利用することが多いという指摘にも留意する必要がある。
- 在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

地域における多文化共生推進プラン(令和2年9月改訂)(抜粋)

- 外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
- 多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
- 激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
- 外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。

情報発信・相談対応の多言語・やさしい日本語化

- ・一元的相談窓口における通訳の配置、多言語翻訳アプリの導入等による多言語対応（11か国語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組に対する財政的支援《施策番号45》
- ・「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、14言語（やさしい日本語を含む）で外国人生活支援ポータルサイトに掲載《施策番号48》
- ・「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定・地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報の実施《施策番号49》
- ・外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信《施策番号52》
- ・医療、保健、防災対策、教育、保育、労働関係法令、社会保険、在留手続等の分野における情報提供・相談対応等について、できる限り母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう段階的な多言語対応の環境づくり《施策番号53》

情報発信の強化

- ・「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、14言語（やさしい日本語を含む）で外国人生活支援ポータルサイトに掲載《施策番号48》
- ・外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信《施策番号52》
- ・SNS等の情報発信ツールを利用するなど、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりの検討《施策番号54》
- ・全省庁において、外国人に対する行政・生活情報の提供について、SNSを利用することも想定した対応の推進《施策番号55》
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした、外国人生活支援ポータルサイト等による情報発信の徹底《施策番号56》

相談体制の強化

- ・外国人受入環境整備交付金による地方公共団体の外国人向け一元的相談窓口の設置・運営の支援《施策番号45》
- ・外国人在留支援センター（F R E S C /フレスク）における入居機関が連携して行う外国人からの相談対応及び一元的相談窓口からの問合せへの対応《施策番号46》
- ・国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携の促進・強化《施策番号47》

多言語翻訳サービスの普及

- ・多言語自動音声翻訳技術に係る地方公共団体向け導入ガイドラインの策定、A Iによる多言語同時通訳の実現のための研究開発等《施策番号50》
- ・各種相談窓口における自動翻訳アプリ等の活用《施策番号51》

災害発生時の情報発信・支援等の充実

- ・防災・気象情報に関する多言語辞書の作成、多言語辞書の「Safety tips (※)」への反映及び気象庁ホームページの多言語化《施策番号73》
(※) 緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ
- ・「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成《施策番号74》
- ・119番通報における電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備及び消防本部への多言語音声翻訳アプリの導入促進《施策番号76》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備するための支援を開始し、対象を全地方公共団体に拡大した。

また、地域の実情に応じた対応が可能になるよう新たに複数の地方公共団体の広域連携による一元的相談窓口の設置・運営も外国人受入環境整備交付金の交付対象とした。引き続き、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応(11か国語以上)等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により財政的に支援する。今後、地方公共団体からの要望等を踏まえ、交付金の対象範囲の見直しについて検討する。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。

加えて、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。〔法務省〕《施策番号45》

- 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」(平成30年7月24日閣議決定)において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人の在留支援に関する拠点(外国人在留支援センター)を令和2年7月に設置する。同センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行結果等を踏まえ、地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援を実施することを検討する。また、同センターにおいて、外国人からの相談対応のほか、入居機関をはじめとした関係機関が連携・協力し、外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー、講演会、説明会等を開催する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号46》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進し強化する。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号47》
- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（14か国版及びやさしい日本語版）をポータルサイトに掲載したところ、今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子化したやさしい日本語版を関係機関に配布等する。〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号48》
- 共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを策定する。策定したガイドラインに基づき、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施を検討する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号49》
- 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、地方公共団体向け導入ガイドラインの策定等により多言語翻訳サービスの普及を推進する。
さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AIによる同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕《施策番号50》
- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号51》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕《施策番号52》
- 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号53》
- 外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会のあり方等の情報発信を映像メディアを活用し実施することを検討する。
外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の情報発信ツールを利用するなど、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりについて検討する。〔法務省〕《施策番号54》
- 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕《施策番号55》
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な留意事項について、外国人生活支援ポータルサイト等を通じて引き続き周知・徹底を図る。
また、技能実習生については、監理団体・実習実施者等の技能実習関係者に対し、技能実習生の状況も踏まえ、感染防止のために理解すべき事項について、外国人技能実習機構を通じて引き続き周知・徹底を図る。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕《施策番号56》

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」(抜粋) (令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成（14か国語）、多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化（14か国語）を進めたところである。この多言語辞書の民間事業者のウェブサイトやアプリ等における活用を促すことにより防災・気象情報の多言語化を推進する。
また、こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるように案内を掲載するとともに、「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関等を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号73》
- 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。〔総務省〕《施策番号74》
- 外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。
外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号76》

メール配信サービスを利用した在留外国人への情報発信

目的

- 出入国在留管理庁においては、ホームページやSNS(Twitter・Facebook)を通じて、広く各種情報発信を行ってきたところ。
- 更に情報発信を強化するため、メール配信サービスを開始し、在留外国人に対して、ニーズに応じた情報発信を行う。

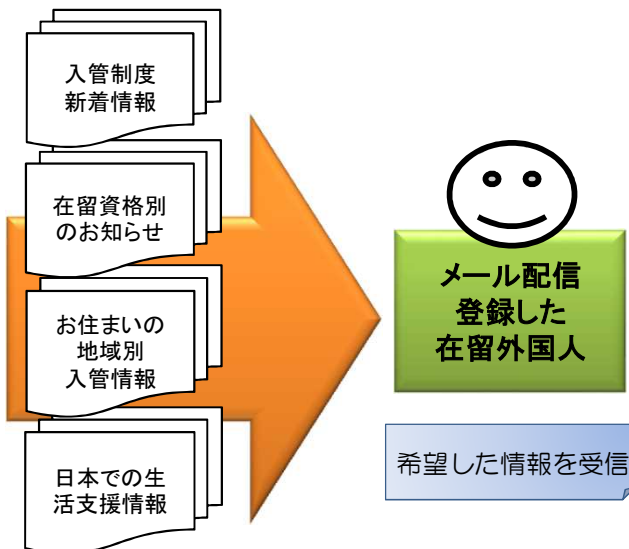
メール配信サービスイメージ

メール配信登録時に、提供希望情報を選択入力

メール配信サービス登録ページ

【配信カテゴリ】

- 在留資格別のお知らせ
(在留資格の選択)
- 日本での生活支援に関するお知らせ
- お住まいの地域別の入管からのお知らせ
(お住まいの都道府県選択)
- 入管制度に関する新着情報 など



メール配信サービスの特徴

- メールアドレスがあれば誰でも登録可能(メールアドレス以外の個人情報不要)。
- 配信言語: 日本語, やさしい日本語, 英語の3言語。
- 配信頻度: 当庁からお知らせがある場合に配信(随時配信)。

出入国在留管理庁からのお知らせ
Notification from Immigration Services Agency

はいしん
メール配信サービス

をはじめました!

日本に生活する外国人の皆さんへ。
出入国在留管理庁から
お役に立つ情報をメールでお届けします!

- ☑ Eメールアドレスがあればどなたでも登録できます。
- ☑ 配信される情報は自分で選べます。
- ☑ 最新情報やイベントのお知らせ etc をお届けします。

▼詳しくはこちら▼
案内ページ: <http://www.moj.go.jp/jso/about/pr/mail-service.html>

登録フォーム:   

日本語 やさしい日本語 英語

ほか
Twitter・Facebookでも情報をお届けしています!

入管 メールマガ

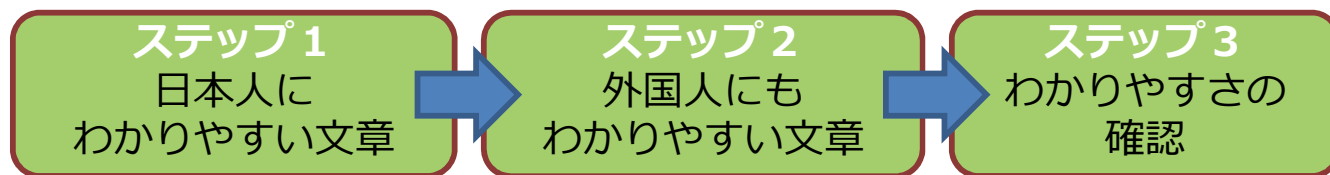
在留支援のためのやさしい日本語ガイドラインの概要



やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

- 日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- 外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- 多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁は、このガイドラインを作成。

1. 在留支援のためのやさしい日本語 作成の3ステップ



ポイント

◆情報を整理する

- 伝えたいことを整理し、情報を取捨選択する。等

◆文をわかりやすくする(1)

- 3つ以上のことを言うときは、箇条書きにする。等

◆外来語に気を付ける

ポイント

◆文をわかりやすくする(2)

- 受身形や使役表現をできる限り使わない。等

◆言葉に気を付ける

- 簡単な言葉を使う。

◆表記に気を付ける

- 漢字の量に注意し、ふりがなをつける。等

日本語教師や外国人に、わかりやすいかどうか、伝わるかどうかをチェックしてもらう。

2. 書き換えツールの紹介

やさしい日本語を作成するときに活用してもらうため、無料で公開されている日本語の難易度を調べるツールを紹介している。

- ◆ やんしす
- ◆ やさにち
- ◆ チェッカー
- ◆ リーディング
- ◆ チュウ太

3. 変換例と演習問題

- 実際の書き換え例を示して、気を付けるポイントを説明している。
- 演習問題を掲載し、実際に書き換えの練習を行うことができるようにしている。

ガイドライン解説動画

基礎編



演習編
(ステップ1)



演習編
(ステップ2)



YouTube法務省チャンネルにて公開中。

生活・就労ガイドブックについて

概要

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約293万人(令和元年12月末現在)、国内で働く外国人も急増(約166万人(令和元年10月末現在))
- **安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報について「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成**(「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日関係閣僚会議決定))

電子版

- 外国人が必要とする詳細な基礎的情報を多言語及びやさしい日本語で発信
- 周知方法：ポータルサイトにおいて発信

冊子版

- 電子版のうち、絵図等を用いて、重要部分を抽出したやさしい日本語版を冊子化
- 周知方法：空港、地方公共団体、企業、学校等で配布等

- 入国・在留手続
- 市町村での手続
- 雇用・労働
- 出産・子育て
- 教育
- 医療
- 年金・福祉
- 税金
- 交通
- 緊急・災害
- 住居
- 日常生活
- 困ったときの問合せ先

ガイドブックにより期待される効果

- ・ 外国人が日本のルールや制度の概要を網羅的に把握
- ・ 地方公共団体をはじめとする外国人を支援する方が必要な情報に容易にアクセス

多文化共生社会の実現に寄与

これまで実施した施策

- ・ やさしい日本語を含めた14言語(※)に翻訳した上で、外国人生活支援ポータルサイトで公表している。今後も関係省庁連携の下、必要に応じてその内容を拡充していく。
※日本語(やさしい日本語含む。)、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、クメール語(カンボジア語)、ミャンマー語、モンゴル語
- ・ やさしい日本語版の冊子を作成し、地方公共団体、地方出入国在留管理局及び日本語学校に配布。冊子のデータを関係省庁に提供。



外国人受入環境整備交付金について（令和3年度予算案）

交付金の概要

- 目的
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象
全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
※ 複数地方公共団体による「共同設置」も交付対象
- 交付限度額（整備事業・運営事業）

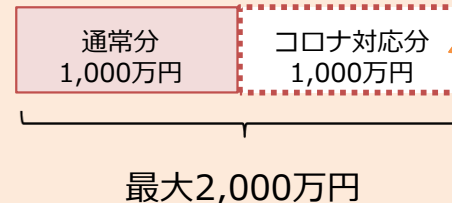
都道府県	1,000万円
外国人住民5千人以上	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満	500万円
外国人住民500人以上1千人未満	300万円
外国人住民500人未満	200万円
- 交付率
整備事業：必要経費の10分の10
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
運営事業：必要経費の2分の1
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないよう、地方交付税措置が講じられる
※ 運営事業、整備事業共に、企業版ふるさと納税に係る寄付金を地方公共団体が負担する経費に含むことが可能



新型コロナウイルス感染症対応の特例

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供・相談対応のための特別な対応をする場合、**通常の運営費と合わせて交付限度額の倍額（運営事業）**まで認める（令和3年9月末までの運営費が対象）。

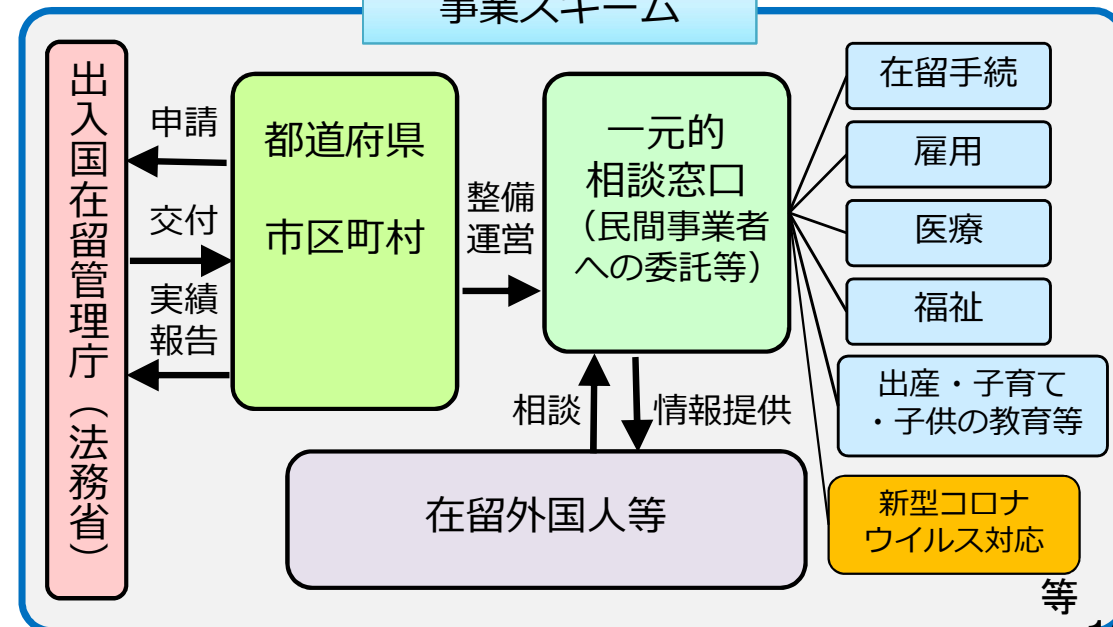
例：A県（交付限度額1,000万円）



特例措置の対象となる経費の例

- 窓口時間を延長した場合の人員費・運営費
- コロナ関連の情報提供等のための翻訳費・印刷費
- 専用回線を開設した場合の通信費

事業スキーム



受入環境調整担当官について

1. 受入環境調整担当官の配置

○外国人の受入れ環境整備を目的として、全国11の地方出入国在留管理局及び支局に計51人の担当者を配置。

2. 主な役割

<地方公共団体との窓口役>

- 外国人の受入れ環境整備に係る地方公共団体をはじめとした関係機関からの意見聴取
- 在留外国人向けの相談窓口業務の設置・運営に関する地方公共団体からの相談への対応、情報提供、研修の実施 等

外国人との共生社会の実現に向けた諸施策を推進

<問合せ先>

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 審査部門	011-261-9658	大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1- 29-53 審査管理部門	06-4703-2115
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 審査部門	022-256-6080	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 審査部門	078-393-2398
東京出入国在留管理局	東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 審査管理部門	03-5363-3015	広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区烏浜町10-7 就労・永住審査部門	0570-045259 所属部署番号20	高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 審査部門	087-822-5851
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 審査管理部門	052-559-2151	福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 就労・永住審査部門	092-717-7596
			那覇支局	沖縄県那覇市桶川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

外国人支援者のネットワーク構築のイメージ図

〈外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)〔施策番号58〕〉

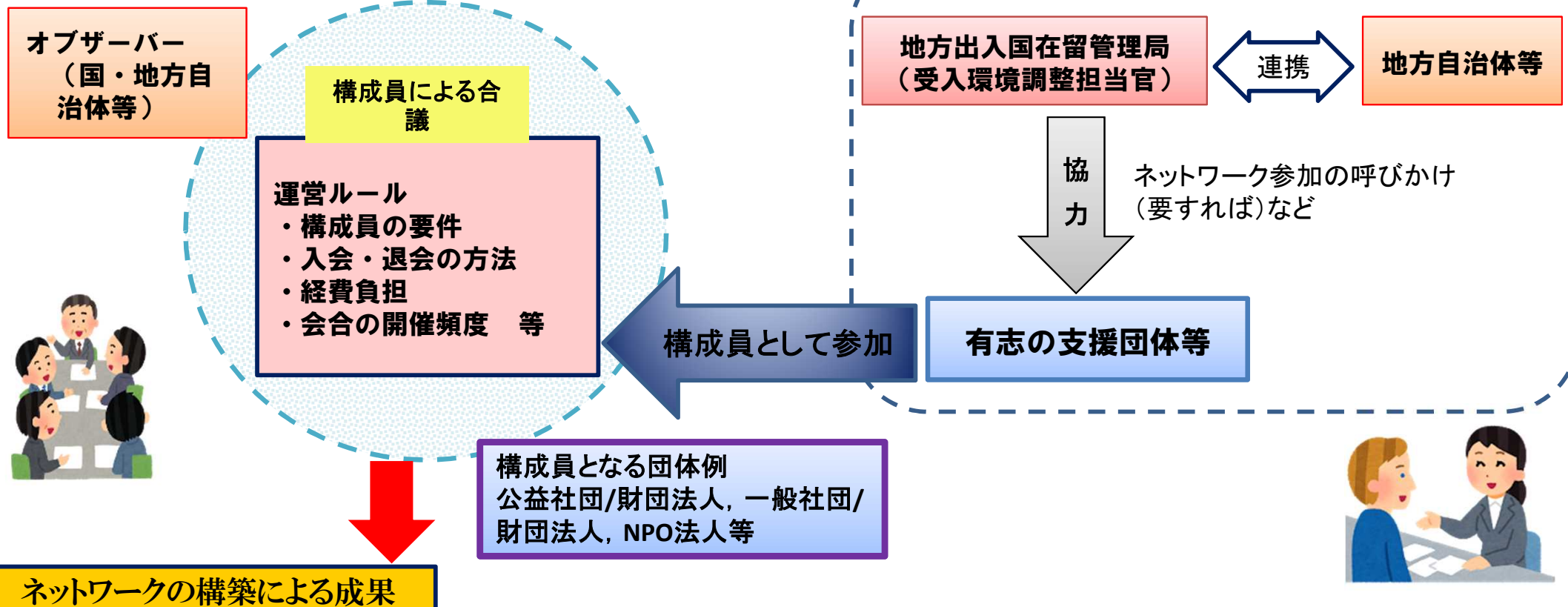
【外国人支援者のネットワーク】

地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。

外国人支援者同士のネットワーク(会議体)

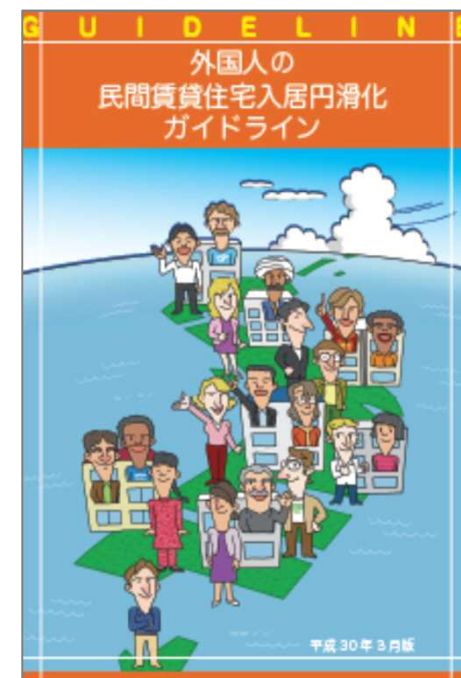
連携・情報共有の場

ネットワークを新規に立ち上げる場合



1. 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- 不動産事業者等向けに、外国人との契約の際に役立つ実務対応のマニュアルとして作成
賃貸借契約にあたっての配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等(※多言語対応)を掲載
※ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、
インドネシア語、ミャンマー(ビルマ)語、カンボジア(クメール)語、タガログ語、モンゴル語
- 作成の経緯
 - 平成16年3月「規制改革・民間開放推進3カ年計画」、国土交通省「賃貸住宅市場整備研究会」外国人の入居を円滑化のため、実務対応マニュアルの作成が必要と指摘
 - 平成17年3月 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」作成
 - 平成30年3月に「新たな住宅セーフティネット制度」を踏まえた見直しを実施
 - 改正入管法を受けて、令和元年11月に賃貸住宅標準契約書等の対応言語を拡充(8→14言語)



構成

第1章 外国人の民間賃貸住宅への入居について

- <1> 需要が高まる賃貸住宅への外国人入居
- <2> 外国人入居受入れのメリットとは
- <3> 外国人の入居事例
- <4> ガイドラインの活用

第2章 実務対応Q&A

第3章 外国人の住まいに関する情報提供事例 等

第4章 住宅セーフティネット制度の活用

第5章 賃貸住宅標準契約書・入居申込書・重要事項説明書 等(多言語対応)

資料編 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート(多言語対応)

2. 外国人向け部屋探しのガイドブック、リーフレット

- 【ガイドブック】外国人向けに、日本での部屋探しに役立つツールとして作成
部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等を多言語で作成

構成

1. 部屋探しから入居まで
2. 部屋を借りるときに役立つ情報
3. 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート

- 【リーフレット】外国人向けに、日本での部屋探しの基本的な情報を掲載
外国語を話せる不動産店のリストを掲載するウェブサイトや、外国語を話せる不動産店の店頭ステッカーを紹介

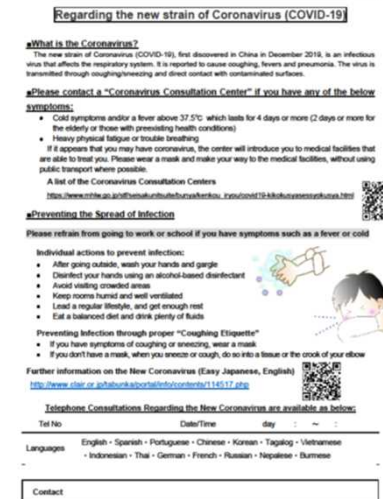


新型コロナウイルス感染症への総務省自治行政局国際室の取組について

新型コロナウイルス感染症への対応について、外国人住民へのアナウンスの参考とすべく、国際室においては下記の取組を実施。

1. 外国人住民への多言語での情報提供のための資料を各地方公共団体に提供

- 地方自治体及び地域国際化協会に対し、自治体国際化協会が作成した新型コロナウイルス感染症に関する予防対策等の情報提供のための多言語テンプレートを提供(17言語)
「新型コロナウイルス感染症について」多言語テンプレートの提供について(通知)
(令和2年2月14日付け事務連絡)
- 特別定額給付金の郵送申請書の見本について、10言語に翻訳を行い総務省ホームページに掲載し、地方自治体に提供
「特別定額給付金申請書(見本)の多言語翻訳のホームページ掲載について(通知)」
(令和2年5月18日付け事務連絡)



2020/2/26 (一財)自治体国際化協会
新型コロナウイルス感染症について(英語版)

2. 地方自治体等に対し多言語での情報提供等に係る情報を周知

- 地方自治体及び地域国際化協会に対し、感染拡大のリスクがあるとされる「3密(密閉空間、密集空間、密接空間)」防止のためのチラシが多言語(日、英、中)で首相官邸のホームページに掲載された旨を周知
「新型コロナウイルスを含む感染症対策に関する多言語でのチラシについて(通知)」
(令和2年3月31日付け事務連絡)
- 地方自治体及び地域国際化協会に対し、特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターにより、新型コロナウイルス等に関する多言語電話相談窓口「新型コロナウイルス多言語相談センター」が開設された旨を周知
「新型コロナウイルス等に関する多言語電話相談窓口の開設等について(通知)」
(令和2年4月10日付け事務連絡)
- 「みんなの外国人ネットワーク(MINNA)」が、クリスマス・お正月に向けた、外国人向けのコロナ対策の啓発マテリアル動画(5言語)を作成した旨を周知



特別定額給付金郵送申請書見本(英語版)

外国人に対する災害情報の発信に関する取組について

- 外国人が災害発生時に迅速な避難行動に必要な情報を容易に入手できるようにすることが重要。
- 内閣府、法務省、消防庁、観光庁、気象庁が連携し、防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境を整備。

多言語辞書の作成

緊急地震速報、津波警報、気象警報、避難勧告等に関する多言語辞書（※）を14か国語で作成

（※）多言語辞書：民間アプリ・ウェブサイトによる防災・気象情報の多言語での提供を促進するため、それら情報に用いる地名や用語、伝達文など約7,000語を多言語で掲載

「気象情報等の多言語辞書」

<https://www.data.jma.go.jp/developer/multilingual.html>

「避難勧告等の多言語辞書」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/kokumin/jyohonanminzero/index.html

<https://www.fdma.go.jp/publication/#database>

アプリによるプッシュ型の情報発信

「Safety tips」(※) に多言語辞書を反映し、気象情報等を14か国語で発信

（※）Safety tipsについて

緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ

「観光庁HP Safety tipsに関する情報」

「観光庁HP トップページ」-「観光庁メディア」欄の「Safety tips」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>



※14か国語：日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

ウェブサイトによる情報発信

○気象庁HPにおいて、気象情報を14か国語で発信

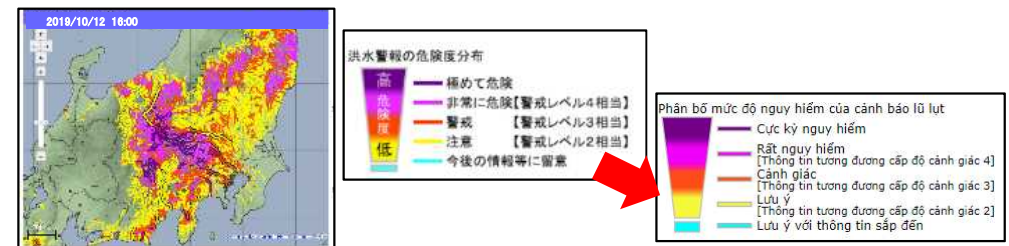


中国語（簡体字）の例

「気象庁HP 多言語での気象情報発信」

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

○気象庁HPにおいて、大雨、洪水、土砂災害の危険度を色分けで示した地図を提供



危険度分布の解説文とベトナム語の例

外国人に対する情報発信・相談体制の強化に関する主な意見・要望

【多言語・やさしい日本語化の促進について】

- やさしい日本語について、外国人とのコミュニケーションを容易とするためのツールとして普及させ、国のホームページでも活用すべき。（関係者ヒアリング（佐賀県鳥栖市））
- 災害時等の緊急時にやさしい日本語を活用することが有用である。（令和元年度「『国民の声』を聴く会」第4回「武蔵大学教授・アンジェロ・イシ氏」）

【情報発信・相談体制の強化について】

- 既存の外国人住民対象のポータルサイトについて、対象となる外国人がよりアクセス・利用しやすい形に整備すべき。また、緊急に周知を図るべき情報及び平常時に広く外国人住民が必要とする情報については、国の責任において、SNS等の活用を含め、伝達する仕組みを構築し、多言語及びやさしい日本語で情報を発信すべき。（多文化共生推進協議会）
- 情報を多言語化するだけでなく、コミュニティーリーダーを介して情報伝達を行うほうが確実である。（令和2年度「『国民の声』を聴く会」第2回「特定非営利法人在日外国人教育生活相談センター・信愛塾）
- 外国人受入環境整備交付金の交付要件を見直して拡充する。（全国市長会等）

【公的機関が発信する情報を入手する際の困りごと】（令和2年度在留外国人に対する基礎調査）

- 1位 多言語での情報発信が少ない。（33.8%）
- 2位 やさしい日本語での情報発信が少ない。（23.4%）
- 3位 スマートフォン等で利用できる公的機関が作成したアプリでの情報発信が少ない。（16.8%）

外国人に対する情報発信・相談体制の強化に関する課題

- 1 情報発信、相談対応等の多言語・やさしい日本語化の促進
- 2 外国人のニーズに適応した情報発信・相談体制の強化
- 3 通訳体制の強化促進

外国人に対する情報発信・相談体制等の強化の在り方

在留外国人が誰一人孤立することなく、地域社会の一員として、円滑な社会生活を送るためには、各種人権保障の徹底やセーフティネット構築の観点も踏まえながら、在留外国人が災害情報・感染症情報を含めた各種行政・生活情報に容易かつ迅速にアクセスすることのできる環境の整備に取り組む必要があるのではないか。

外国人に対する情報発信・相談体制等の強化の取組の方向性

- 1 各種行政情報の情報発信、外国人に対する相談対応の多言語・やさしい日本語化を更に促進する。
- 2 外国人のニーズを踏まえた情報発信や相談対応を促進する。
- 3 地方公共団体の相談窓口等における通訳・翻訳体制を更に促進する。